

★子ども医療費助成 制度が変わります

串間市では平成28年6月1日から、
未就学児の入院・通院医療費と小中学生の入院医療費に加えて、
新たに小中学生の通院に対しても助成を拡充します



★子ども医療費助成の拡充内容

現 行			平成28年 6 月 1 日から		
対象	入院	通院	対象	入院	通院
未就学児	無料	無料	未就学児	無料	無料
小中学生	無料	助成なし	小中学生	無料	無料

串間市では子育てしやすいまちづくりを目指し、さまざまな子育て支援を行っています。今年度は子育て世帯の経済的負担を軽減するため、新たに小中学生の通院にかかる医療費についても助成を拡充し、子育て支援のさらなる充実を図ります。

新しく対象となる小中学生については、平成28年6月1日以降の診療が対象となります（診断書代、差額ベッド代、予防接種代、定期健診代などは助成対象外となります）。

※学校などでのけがで災害共済給付制度の補助が受けられる場合はそちらを優先してください。子ども医療費受給資格証を使用すると、後で返還していただくことになります。

子ども医療費助成の仕組み

今回助成が拡充されることに伴い、改めて子ども医療費助成の仕組みをおさらいしましょう。

【資格証交付申請】

医療費助成を受けるには「子ども医療費受給資格証」が必要です。「受給資格証」は串間市福祉事務所で登録申請を行うことで発行されます。

宮崎県内の病院・調剤薬局などの医療機関で受診した場合、健康保険証と資格証を窓口で提示することにより医療費の自己負担がなくなります。

※新たに助成内容が拡充される小中学生については5月下旬までに新しい子ども医療費受給資格証を郵送する予定です。登録申請が行われていない方については、登録申請書を郵送しますので、福祉事務所にて手続きを行ってからの交付となります。



【県外で受診する場合は?】

県外の医療機関では、子ども医療費受給資格証を使うことができません。そのため、償還払いの方法での助成となりますので、医療費を医療機関にいったん支払ってください。その後、福祉事務所の窓口へ還付申請をして、払い戻しを行ってください。

○償還払いの申請に必要なもの

- ・医療機関の領収書（点数が記載されているもの。原本（コピー不可））
- ・お子さんの保険証
- ・印鑑（認め印可、シャチハタ不可）
- ・子ども医療費受給資格証
- ・保護者名義の預金通帳

※申請期間は受診した翌月から1年以内となっています。1年を過ぎると助成できなくなりますので、ご注意ください。

安心して子育てできる 串間市を目指して!!

今回医療費の助成対象が小中学生の通院まで拡充され、中学校を卒業するまで無料で医療を受けることができるようになります。子育て世帯にとっては経済的な負担が軽減されることになり、子育てしやすい串間市を目指す中で、大きな一歩です。しかし、医療費無料化によるコンビニ受診などの増加が全国的に問題となっています。

串間市を含む南那珂地域は小児医療において恵まれている環境とは言えません。全国的に小児科医が不足している中で、南那珂地域の小児医療を守っていくためには医療のかかり方を見直す必要があります。

「コンビニ受診」はめんどくさい

コンビニ受診とは、外来診療をやっていない休日や夜間の時間帯に、緊急性のない軽症患者が緊急外来を受診することを言います。

たとえば「休日は休めない」や「昼間は混んでいるから」などの理由で、安易に受診してしまっことです。

「コンビニ受診」は なぜいけないのか?

コンビニ受診が増えてしまうことで、その分、本来に必要な医療を必要とする重症患者に適切な対応ができなくなります。入院患者の急変時の対応が困難になったり、医師が十分な休養が取れず、負担を増大させてしまいます。

その結果、救急医療に携わる医師が不足し、医療崩壊の原因のひとつになっています。

お子さんが小さい時は少しの体調の変化でも気になってしまうもので

? 夜間に気になる症状。 どうしたらいい??

▽宮崎県小児救急医療電話相談

(365日夜7時から翌朝8時まで)

☎ #8000

(プッシュ回線・固定電話・携帯電話)

☎ 0985-35-8855 (ダイヤル回線)

夜間において小児救急患者の保護者などから電話による相談を受け付けています。小児科医の支援体制のもとに、看護師が相談に応じます（診断を行うものではありません）。

▽日南市初期夜間急病センター

☎ 0987-23-9999

内科（毎日）

小児科（日曜・祝日・年末年始）

午後7時～10時

夜間における小児救急病患者の応急的な診療を行います。



問い合わせ先

福祉事務所こども政策係
(串間市総合保健福祉センター②番窓口)

☎ 72-0333 (内線 527)

地域の医療を守るために 私たちができること

- ・地域にかかりつけ医を持ちましょう。
- ・予防接種・健診を定期的に受けましょう。
- ・気になる症状があるときは早めの受診(日中)を心掛けましょう。

す。必ずしも医療を時間外に受けてはいけません！ということではなく、お子さんの様子をよく観察し、状況に応じて判断し、適正な受診を心掛けましょう。